

品川区男女共同参画センター運営要綱

平成 元年 10月 2日 区長決定 要綱第 63号

平成 4年 3月 31日 一部改正

平成 4年 7月 1日 一部改正

平成 9年 9月 16日 一部改正

平成 11年 4月 1日 一部改正

平成 13年 3月 30日 一部改正 要綱第 190号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区立総合区民会館条例施行規則（平成元年品川区規則第41号）第2条第3項の規定に基づき、品川区男女共同参画センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 センターは、男女共同参画の推進と女性の社会的地位向上に関する学習・交流活動等に使用するものとする。

(使用者)

第3条 センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 交流室および男女共同参画関係資料コーナー 区内に居住、通勤または通学する者
- (2) 男女共同参画会議室 区内に居住、通勤または通学する者を主たる構成員とする男女共同参画の推進および女性の社会的地位向上に関する学習および交流活動をする団体で、区に登録している者

(会議室の使用申請)

第4条 男女共同参画会議室（以下「会議室」という。）を使用しようとする者は、品川区男女共同参画センター使用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、使用日の属する月の3カ月前の月の初日から受け付ける。ただし、その日が土曜日、日曜日または休日に当たる場合は、その翌日から受け付ける。
- 3 使用申請書提出期間の初日の使用申請については、1団体につき月1回の申請を限度とする。
- 4 会議室の使用申請の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。

(会議室の使用制限)

第5条 会議室の使用回数は、原則として1団体につき月2回とする。

(会議室の使用承認)

第6条 区長は、第4条の申請があつた場合において、使用を承認することを適当と認めるときは、品川区男女共同参画センター使用承認書(第2号様式)を申請者に交付する。

2 使用の承認は、申請の先後の順によるものとする。

3 使用承認を受けた者は、使用に際して、使用承認書を提示しなければならない。

(会議室の使用時間)

第7条 会議室を使用できる時間は、次の区分のとおりとする。

(1) 午前9時から正午まで

(2) 午後1時から午後5時まで

(3) 午後6時から午後9時30分まで

(遵守事項)

第8条 センターの使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外での喫煙、火気の使用、危険物の持ち込みをしないこと。

(3) 飲酒をしないこと。

(4) その他センターの運営に支障をきたす行為をしないこと。

(委任)

第9条 総合相談室、交流室および男女共同参画関係資料コーナーの運営その他この要綱の施行については、別に総務部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成元年10月2日から適用する。

2 品川区婦人問題総合相談実施要綱(昭和60年4月要綱第82号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年9月16日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。